

新制度における平成27年度保育料（案） （1号：教育標準時間認定）

保育料（案）は、現時点で国から示されているイメージをもとに試算し、参考にお示しするものです。平成27年4月からご負担いただく保育料は、最新の国の制度改正等を踏まえ、平成27年度予算編成において決定するため、現在の案が変更される場合があります。

○利用者負担額（国イメージ）【単位：円】

区 分	推定年収	月 額
①生活保護世帯	—	0
②市民税非課税世帯 <small>（所得割非課税世帯含む）</small>	～270万円	9,100
③市民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100
④市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500
⑤市民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700



○新制度保育料（北九州市案）【単位：円】

区 分	月 額
①生活保護世帯	0
②市民税非課税世帯	4,800
③市民税均等割のみ課税	6,300
④市民税所得割課税額 48,600円以下	12,000
⑤市民税所得割課税額 77,100円以下	13,300
⑥市民税所得割課税額 211,200円以下	17,700
⑦市民税所得割課税額 413,000円以下	21,100
⑧市民税所得割課税額 413,001円以上	22,900

- ※ 保育料とは別に施設設置者が定める費用をお支払いしていただく場合があります。（通園バス代、給食代、制服代などの実費や職員を学級に複数配置するなど質の向上を図るためにかかる経費など）
- ※ 4月～8月は、前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は、当年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ※ 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ※ ②、③階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等は無料となります。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長のお子さんから順に2人目のお子さんは上記の1/2に軽減、3人目以降のお子さんは無料となります。